

# 災害見舞金について

## ●被災された会員への見舞金の支給

鹿 腎 協	
被害内容	見舞金額
死亡（本人）	50,000円
家屋全壊	50,000円
家屋大規模半壊	35,000円
家屋半壊	25,000円
床上浸水	15,000円
避難勧告10日以上	15,000円

全 腎 協	
被害内容	見舞金額
死亡（本人）	100,000円
家屋全壊	100,000円
家屋大規模半壊	70,000円
家屋永久放棄	50,000円
家屋半壊	50,000円
家屋一部損壊	30,000円
床上浸水	30,000円
避難勧告10日以上	30,000円

※ 見舞金の支払い対象者の範囲は、**本会の会員**です。

※ 対象となる災害の範囲は**自然災害**となります。

※ 災害により死亡された方には弔慰金を支給します。

※ 家屋とは会員が持家として居住する建物をいいます。

※ 見舞金の請求について

- ① 上記見舞金の請求は、本会に加盟する病院腎友会の代表者が、**所定の請求書により**、本会の会長に請求してください。個人会員の方は直接ご請求ください。（本会事務局にお問い合わせください。）
- ② 見舞金の請求には、その被害内容を証明する**死亡診断書**またはそれに代わるもの、公的機関が発行する証明書（**罹災証明書**等）を添付することになっています。